

近江ふるさと会 一般行動計画

(女性活躍推進法に基づく)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、有給休暇の取得率を70%に達するよう努力する

<対策>

- 令和6年4月～ 各職場における業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し等）・実施

運営会議・部署別会議による職員への周知

目標2：子づれ出勤が可能となる職場環境を整える

<対策>

- 令和6年4月～ 職員へのアンケート調査によりニーズの把握、検討開始導入に向けて試し出勤を行う
- 令和7年4月～ 導入に向けて企画会議等で検討をすすめる

近江ふるさと会 一般行動計画
(次世代育成支援対策推進法に基づく)

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年10月1日～令和7年9月30日

2. 内容

目標1：小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を改正する。

〈対策〉

- 令和 5年10月～ 外国人技能実習生入職により職員増員を継続し上記目標を進める
- 令和 6年11月～ 制度改正内容の検討
- 令和 7年 6月 法人規則変更を役員会等に提起する